

平成 27 年 1 月

受益者の皆さまへ

三菱UFJ 投信株式会社

「三菱UFJ アジア成長株ファンド」の繰上償還（予定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、受益者の皆さまにご投資いただいております「三菱UFJ アジア成長株ファンド」は、平成 27 年 3 月 27 日（金）をもちまして、繰上償還を実施させていただきます予定です。この繰上償還につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に従い、書面による決議をもって実施いたします。つきましては、本書面および「書面決議参考書類」をお読みいただき、繰上償還に関する決議の賛否および必要事項を、同封の「議決権行使書面」にご記入の上、弊社までお送りいただきますようお願い申し上げます。何卒ご理解を賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 繰上償還の理由

追加型証券投資信託「三菱UFJ アジア成長株ファンド」(以下、「本件ファンド」と言う。)は、平成22年9月27日に設定され、現在まで運用を行ってまいりましたが、純資産総額が著しく減少し本件ファンドの受益権の口数が、投資信託約款に定められた信託契約の解約の基準である10億口を下回っております。(約6.2億口(平成26年11月28日時点))

弊社といたしましては、このまま運用を継続するより、繰上償還を選択することが受益者にとって有利であると判断いたしました。繰上償還日は、平成27年3月27日(金)を予定いたしております。

2. 繰上償還に係る書面決議の日程および手続き

(1) 今後の日程

①議決権行使書面受付期限	<u>平成27年2月22日(日)の弊社到着分までを有効とさせていただきます。</u>
② 書面による決議の日 (繰上償還の可否が決定される日)	平成27年2月23日(月)
③ 繰上償還予定日	平成27年3月27日(金)

(2) 書面決議の手続き

本書面による議決権の行使の権利者は、平成27年1月14日(水)時点の受益者さま及び平成27年1月13日(火)の申込者さまを対象としております。

なお、本決議におきまして議決権を行使されない場合(議決権行使書面を返送いただかない場合)は賛成するものとさせていただきます。

(3) 繰上償還の実施

本決議は、受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。その場合、予定通り平成27年3月27日(金)をもって本件ファンドを繰上償還します。償還金は繰上償還後、速やかにお取引の販売会社よりお支払いする予定です。詳しくは、お取引の販売会社にご確認ください。

また、上記の議決権口数による賛成を得られず本決議が否決された場合は、本件ファンドの繰上償還は行いません。この場合、その旨を本決議後、速やかに受益者の皆さまにお知らせいたします。

(4) 繰上償還決定から償還までの運用について

繰上償還決定から償還まで基準価額は変動いたしますが、償還準備のため組み入れ有価証券等を売却すること等により、償還までの期間においては運用の基本方針に沿った運用ができなくなることがある点にご留意ください。

3. 書面決議の方法

本状に同封しました「議決権行使書面」に本件ファンドの繰上償還について賛成または反対される旨等をご記入の上、平成27年2月22日(日)までに以下の宛先にご郵送下さい。平成27年2月22日(日)弊社到着分までを有効とさせていただきます。なお、本決議におきまして議決権を行使されない場合(議決権行使書面を返送いただかない場合)は賛成するものとさせていただきます。

【宛先】〒100-8212 東京都千代田区丸の内1-4-5

三菱UFJ投信株式会社 営業企画推進部 繰上償還担当宛

【ご注意事項】

同一の受益者さまが、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、すべての議決権に関して無効とさせていただきますのでご了承ください。

議案についての賛否を記載する欄に記載がない議決権行使書面をご提出された場合は、賛成するものとさせていただきます。

※ この議決権行使書面にて知りえた個人情報、「投資信託及び投資法人に関する法律」第17条および第18条、第20条に規定する書面による決議を行うために利用し、他の目的には使用しません。また、取得した個人情報は委託会社(弊社)および販売会社において共有いたします。

以上

このお知らせに関するお問い合わせ先：三菱UFJ投信株式会社
コールセンター 0120-548066 (土日祝日を除く9:00~17:00)